

官報

号外
平成十二年十一月二十七日

○第一百五十回 参議院會議録第十三号

平成十二年十一月二十七日(月曜日)
午後四時三十一分開議

○議事日程 第十三号

平成十二年十一月二十七日
午後四時開議

第一 少年法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、酒税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

日程第一 少年法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長長日笠勝之君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔日笠勝之君登壇、拍手〕

○日笠勝之君 ただいま議題となりました少年法等の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、刑事処分可能年齢の十六歳から十四歳への引き下げ、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた十六歳以上の少年を原則として家庭裁判所から検察官に送致する制度の導入など、少年事件の処分等のあり方を見直すとともに、少年審判における事実認定手続の適正化及び被害者等に対する配慮の充実を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、六名の参考人からの意見聴取、少年院、少年鑑別所の視察を行うとともに、最近の少年犯罪の動向と少年法改正の理由、刑事処分可能年齢の引き下げと犯罪抑止効果、いわゆる原則逆送制度の導入が捜査、家庭裁判所に与える影響、十四、十五歳の受刑者に対する処遇のあり方、諸外国で導入されている修復的司法の実態、少年犯罪予防のための総合的施策の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終局したところ、民主党・新緑風会の江田理事より、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党及び自由党を代表して、施行の五年後に改正後の規定の施行状況について国会に報告し、必要がある場合には法制の整備その他の措置を講ずることを政府に求めることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入り、日本共産党を代表して橋本委員より原案及び修正案に反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して久野理事より原案及び修正案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島委員より原案及び修正案に反対、民主党・新緑風会を代表して小川委員より修正案に賛成の意見がそれぞれ述べられました。

採決の結果、修正案及びその修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 二百二十八
賛成 百九十二
反対 三十六

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政・警察委員長朝日俊弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○朝日俊弘君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、平成十二年度に限り臨時経済対策費を設ける等の改正を行うとするものであります。

委員会における質疑の内容は後刻會議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫三理事、社会民主党・護憲連合を代表して照屋寛徳委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平成十二年十一月二十七日 参議院會議録第十三号

地方交付税法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案外一件

二

次に、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案は、未成年者の健全な育成を図るため、未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対する罰則を強化し、当該違反に対して両罰規定を設けるとともに、未成年者に対する酒類の販売または供与禁止違反に対する罰則を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長増田敏男君より趣旨説明を聴取した後、質疑が行われましたが、その内容は後刻會議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 次に、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。経済・産業委員長加藤紀文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔加藤紀文君登壇、拍手〕

○加藤紀文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、いわゆる貸し渋り対応特別保証制度の期限が来年三月末に到来すること等を踏まえ、中小企業信用保険について、無担保保険の限度額の引き上げ、倒産関連中小企業者の範囲拡大等を行うことにより、中小企業に対する円滑な資金供給を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、貸し渋り対応特別保証制度の政策効果、信用保証協会の審査基準の適正化、代位弁済に係る中小企業者からの債権回収のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終りましたところ、本法律案に対し、日本共産党の西山委員より、特定中小企業者に対する貸し渋り対応特別保証制度の存続等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より修正案に賛成、原案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)酒税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。財政・金融委員長伊藤基隆君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔伊藤基隆君登壇、拍手〕

○伊藤基隆君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、平成十一年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について財政法第六条第一項の規定の特例を定めることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、補正予算の必要性、剰余金の特例処理の是非等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して勝木健司理事より、日本共産党を代表して笠井亮委員より、社会民主党・護憲連合を代表して三重野栄子委員より、いずれも反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、酒税法の一部を改正する法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、未成年者の飲酒防止に資するため、未成年者飲酒禁止法の規定に違反して罰金の刑に処せられた酒類販

売業者について、その免許を取り消すことができ
るようになるものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院大蔵委員
長秋山教蔵君より趣旨説明を聴取した後、未成年
の飲酒防止対策の実効性等について質疑が行われ
ましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
まず、平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金
の処理の特例に関する法律案の採決をいたしま
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ
ます。

〔投票開始〕
○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしま
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百二十九
賛成 百三十
反対 九十九
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 次に、酒税法の一部を改正す
る法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ
ます。

〔投票開始〕
○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしま
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百三十一
賛成 二百三十一
反対 〇
よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしま
す。

午後四時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 皆野 久光君

議員
高橋 令則君 高橋紀世子君
荒木 清寛君 沢 たまき君
山下 英利君 戸田 邦司君
岩本 莊太君 山本 保君
加藤 修一君 中島 啓雄君
平野 貞夫君 水野 誠一君
海野 義孝君 益田 洋介君
市川 一朗君 大野つや子君
田村 秀昭君 松岡満壽男君
魚住裕一郎君 松 あきら君
大森 礼子君 渡辺 孝男君
岩瀬 良三君 水島 裕君
渡辺 秀央君 堂本 暁子君
高野 博師君 但馬 久美君
風間 昶君 福本 潤一君
鶴保 庸介君 清水 達雄君
田名部匡省君 椎名 素夫君
日笠 勝之君 山下 栄一君
木庭健太郎君 弘友 和夫君

入澤 肇君 狩野 安君
浜四津敏子君 浜田卓二郎君
森本 晃司君 鶴岡 洋君
泉 信也君 月原 茂晴君
扇 千景君 中原 爽君
鈴木 正孝君 海老原義彦君
田村 公平君 釜本 邦茂君
世耕 弘成君 脇 雅史君
山内 俊夫君 森田 次夫君
森下 博之君 日出 英輔君
阿南 一成君 有馬 朗人君
岩城 光英君 加納 時男君
山下 善彦君 岩永 浩美君
末広まきこ君 田浦 直君
依田 智治君 畑 恵君
山崎 力君 長谷川道郎君
金田 勝年君 阿部 正俊君
加藤 紀文君 佐藤 泰三君
服部三男雄君 河本 英典君
南野知恵子君 鈴木 政二君
野間 越君 山崎 正昭君
上野 公成君 成瀬 守重君
鎌田 要人君 清水嘉子君
須藤良太郎君 松谷蒼一郎君
鴻池 祥肇君 西田 吉宏君
吉川 芳男君 松田 岩夫君
久世 公堯君 関谷 勝嗣君
岡野 裕君 野沢 太三君
陳内 孝雄君 青木 幹雄君
橋本 聖子君 常田 享詳君
三浦 一水君 松村 龍二君
仲道 俊哉君 中川 義雄君
斉藤 滋宣君 佐藤 昭郎君
久野 恒一君 国井 正幸君
森山 裕君 岸 郁夫君
木村 仁君 岸 宏一君
佐々木知子君 北岡 秀二君
景山俊太郎君

林 芳正君 山本 一太君
長峯 基君 中島 真人君
谷川 秀善君 吉村剛太郎君
矢野 哲朗君 保坂 三蔵君
太田 豊秋君 溝手 顕正君
岩井 國臣君 武見 敬三君
片山虎之助君 大島 慶久君
田中 直紀君 鹿熊 安正君
尾辻 秀久君 石渡 清元君
若林 正俊君 倉掛 哲男君
村上 正邦君 倉田 寛之君
竹山 裕君 真鍋 賢二君
石井 道子君 坂野 重信君
上杉 光弘君 岩崎 純三君
斎藤 十朗君 中村 敦夫君
羽田雄一郎君 谷林 正昭君
木俣 佳丈君 内藤 正光君
福山 哲郎君 櫻井 充君
郡司 彰君 佐藤 雄平君
海野 徹君 小川 敏夫君
高嶋 良充君 小田 良一君
松崎 俊久君 小川 勝也君
朝日 俊弘君 前川 忠夫君
和田 洋子君 菅川 健二君
伊藤 基隆君 小山 美栄君
今泉 昭君 石田 直樹君
小林 元君 堀 利和君
藤井 俊男君 長谷川 清君
今井 澄君 佐藤 泰介君
篠瀬 進君 佐藤 東君
角田 義一君 興石 昭久君
円 より子君 岡崎トミ子君
足立 良平君 勝木 健司君
吉田 之久君 北澤 俊美君
直嶋 正行君 江田 五月君
久保 亘君 浅尾慶一郎君
山下八洲夫君 小池 晃君
西川きよし君

議長の報告事項 去る十七日議長は、十月十九日の議長就任に際し、アンドレス・サルディバル・ラライン・チリ共和国上院議長より祝辞を受けました。 去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交・防衛委員 辞任 益田 洋介君 補欠 福本 潤一君		國務大臣 法務大臣 保岡 興治君 大蔵大臣 宮澤 喜一君 通商産業大臣 平沼 赳夫君 自治大臣 西田 司君 山本 正和君 田 英夫君 橋本 敦君 市田 忠義君 本岡 昭次君 大淵 絹子君 吉川 春子君 池田 幹幸君 谷本 魏君 緒方 靖夫君 林 紀子君 柳田 稔君 清水 澄子君 阿部 幸代君 大沢 辰美君 江本 孟紀君 富樫 練三君 石井 一二君 照屋 寛徳君 畑野 君枝君 小宮山洋子君 宮本 岳志君		福島 瑞穂君 島袋 宗康君 小泉 親司君 齋藤 勲君 八田ひろ子君 大脇 雅子君 佐藤 道夫君 井上 美代君 須藤美也子君 藁科 満治君 岩佐 恵美君 西山登紀子君 早下部代子君 竹村 泰子君 笠井 亮君 山下 芳生君 松前 達郎君 吉岡 吉典君 筆坂 秀世君 立木 洋君 梶原 敬義君 山本 正和君		文教・科学委員 辞任 本岡 昭次君 福本 潤一君 国民福祉委員 辞任 小宮山洋子君 本岡 昭次君 予算委員 辞任 国井 正幸君 長峯 基君 福本 潤一君 岩本 莊太君 決算委員 辞任 山本 保君 行政監視委員 辞任 堂本 暁子君 同日議員から次の議案が提出された。 成年年齢の引下げ等に関する法律案(角田義一君外二名発議)(参第一五五号) 犯罪被害者基本法案(江田五月君外二名発議)(参第一六号) 同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案(衆第一二二号) 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆第一三三号) 地方行政・警察委員会に付託 酒税法の一部を改正する法律案(衆第一四四号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法案二〇号) 地方行政・警察委員会に付託		周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案(閣法案第一六号) 外交・防衛委員会に付託 平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法案第一八号) 財政・金融委員会に付託 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案(閣法案第一九号) 経済・産業委員会に付託 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 平成十二年度一般会計補正予算(第一号) 平成十二年度特別会計補正予算(特第一号) 平成十二年度政府関係機関補正予算(機第一号) 同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。 第二十九回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 遺伝子組換え食品問題に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一二二号) シックハウス症候群に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一二二号) 同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 平成十二年度一般会計補正予算(第一号) 平成十二年度特別会計補正予算(特第一号) 平成十二年度政府関係機関補正予算(機第一号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律 去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		総務委員 辞任 風間 昶君 木庭健太郎君 法務委員 辞任 岡野 裕君 吉川 芳男君 地方行政・警察委員 辞任 青木 幹雄君 白浜 一良君 外交・防衛委員 辞任 矢野 哲朗君 福本 潤一君 文教・科学委員 辞任 阿南 一成君 小宮山洋子君 益田 洋介君 国民福祉委員 辞任 本岡 昭次君 筆坂 秀世君 経済・産業委員 辞任 統 訓弘君 交通・情報通信委員 辞任 八田ひろ子君 国土・環境委員 辞任 脇 雅史君		補欠 白浜 一良君 統 訓弘君 補欠 矢野 哲朗君 阿南 一成君 補欠 脇 雅史君 風間 昶君 補欠 岡野 裕君 益田 洋介君 補欠 吉川 芳男君 本岡 昭次君 福本 潤一君 補欠 小宮山洋子君 八田ひろ子君 補欠 木庭健太郎君 筆坂 秀世君 補欠 脇 雅史君 青木 幹雄君
---	--	--	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---

予算委員

辞任

八田ひろ子君

補欠

宮本 岳志君

決算委員

辞任

宮本 岳志君

補欠

八田ひろ子君

行政監視委員

辞任

岩本 莊太君

補欠

田名部匡省君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

岩井 國臣君

補欠

齊藤 滋宣君

世耕 弘成君

山下 英利君

野間 起君

日出 英輔君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教・科学委員会

理事 日下部禮代子君 (日下部禮代子君の補欠)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案 (南野知恵子君外三名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

少年法等の一部を改正する法律案 (衆第三号) 審査報告書

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要がある、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問(第九号)(答弁することができ期限 十二月二十日)

参議院議員清水澄子君提出原子力エネルギーの経済性の再検討に関する質問(第一〇号)(同十二月十八日)

同日議長は、アンドレス・サルディバル・ラライン・チリ共和国上院議長宛、参議院議長就任に際し、同議長より寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号) 審査報告書

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 審査報告書

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆第一三三号) 審査報告書
平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第一八号) 審査報告書
酒税法の一部を改正する法律案(衆第一四号) 審査報告書

審査報告書

少年法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十二年十一月二十四日

参議院議長 井上 裕殿
法務委員長 日笠 勝之

附則第六条を附則第七条とし、附則第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。
(検討等)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要がある

と認めるときは、その検討の結果に基づいて法の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して少年の健全な成長を図るため、刑事処分を可能とする年齢の引下げ、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の事件について検察官への送致を原則とする制度等を導入するとともに、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るため、裁定合議制度並びに検察官及び弁護士たる付添人が関与した審理の導入等の整備を行うほか、被害者等に対する配慮を実現するため、記録の閲覧及び謄写、被害者等の申出による意見の聴取等の制度を導入しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、本法施行後五年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加えた結果、必要があると認めるときは、法制の整備その他の措置を講ずることを政府に求める修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次代を担う少年の健全育成に関する総合的な施策を充実、強化するとともに、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本旨及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと。

二 刑事処分可能年齢を十四歳に引き下げることに伴い、少年受刑者の教育的観点を重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的体制の充実・改善に努めること。

三 観護措置期間の上限の在り方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること。

四 公的付添人制度の在り方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、鋭意検討すること。

五 少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の成年年齢の在り方、世論の動向、時代の変遷、主要各国の現状、婚姻年齢等他の法令に定める年齢区分との均衡等を勘案しつつ、鋭意検討を行うこと。

六 悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法第六十一条の在り方についての研究に努めること。

七 少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充実等その機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構築等にも努めること。

八 被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。

右決議する。

少年法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十二年十月三十一日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

少年法等の一部を改正する法律

(少年法の一部改正)

第一条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二章第一節中第五条の次に次の二条を加える。

(被害者等による記録の閲覧及び謄写)

第五条の二 裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る保護事件について、第二十一条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この項及び第三十一条の二において同じ。)又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録(当該保護事件の非行事実、犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。)に係る部分に限る。)の閲覧又は謄写の申出があつたときは、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要であると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。第三十一条第一項第二号に掲げる少年に係る保護事件についても、同様とする。

2 前項の申出は、その申出に係る保護事件を終局させる決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3 第一項の規定により記録の閲覧又は謄写をした者は、正当な理由がないのに閲覧又は謄写により知り得た少年の氏名その他の少年の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、閲覧又は謄写により知り得た事項をみだりに用いて、少年の健全な育成を妨げ、関係人の

名誉若しくは生活の平穩を害し、又は調査若しくは審判に支障を生じさせる行為をしてはならない。

(閲覧又は謄写の手数料)

第五条の三 前条第一項の規定による記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第七條から第十條まで及び別表第二の一の項の規定(同項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。)を準用する。

第九条の次に次の一条を加える。

(被害者等の申出による意見の聴取)

第九条の二 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三十一条第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹から、被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があつたときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。ただし、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、この限りでない。

第十条の見出しを「(付添人)」に改め、同条第一項中「付添人」を「付添人」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「付添人」を「付添人」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 裁判長は、急速を要する場合には、前項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十三条に次の一項を加える。

3 裁判長は、急速を要する場合には、前項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十七条第三項を次のように改める。

3 第二項第二号の措置においては、少年鑑別所に収容する期間は、二週間を超えることができない。ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもつて、これを更新することができる。

第十七条第六項ただし書を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次の二項を加える。

4 前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実の認定に關し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれをを行ったものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

5 第三項ただし書の規定にかかわらず、檢察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、収容の期間は、これを更新することができない。

第十七条に次の二項を加える。

9 第一項第二号の措置については、収容の期間は、通じて八週間を超えることができない。ただし、その収容の期間が通じて四週間を超えることとなる決定を行うときは、第四項ただし書に規定する事由がなければならぬ。

10 裁判長は、急速を要する場合には、第一項及び第八項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十七条の二 第一項中「前条第一項第二号」を「第十七条第一項第二号」に、「最寄」を「最寄り」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「とき」を「時に」、「ことはできない」を「ことができない」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「前条第二項」を「第十七条第一項第二号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十七条の四とする。

2 裁判長は、急速を要する場合には、前項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十七条の次に次の二条を加える。

(異議の申立て)

第十七条の二 少年、その法定代理人又は付添人は、前条第一項第二号又は第三項ただし書の決定に対して、保護事件の係属する家庭裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、異議の申立てをすることができない。

2 前項の異議の申立ては、審判に付すべき事由がないことを理由としてすることはできない。

3 第一項の異議の申立てについては、家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。この場合において、その決定には、原決定に關与した裁判官は、關与することができない。

4 第三十二條の三、第三十三條及び第三十四條の規定は、第一項の異議の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、第三十三條第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない」とあるのは、「取り消し、必要があるときは、更に裁判をしなければならない」と読み替へるものとする。

(特別抗告)

第十七条の三 第三十五條第一項の規定は、前条第三項の決定について準用する。この場合において、第三十五條第一項中「二週間」とあるのは、「五日」と読み替へるものとする。

2 前条第四項及び第三十二條の二の規定は、前項の規定による抗告があつた場合について

準用する。

第二十條中「あたる」を「当たる」に、「照して」を「照らして」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るものについては、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

第二十二條第一項中「なごやかに、これを行わなければならない」を「和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 審判の指揮は、裁判長が行う。

第二十二條の次に次の二条を加える。

(檢察官の関与)

第二十二條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に檢察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に檢察官を出席させることができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

2 家庭裁判所は、前項の決定をするには、檢察官の申出がある場合を除き、あらかじめ、檢察官の意見を聴かなければならない。

3 檢察官は、第一項の決定があつた事件において、その非行事実の認定に資するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところに

より、事件の記録及び証拠物を閲覧し及び謄写し、審判の手續事件を終局させる決定の告知を含む。)に立ち会い、少年及び証人その他の関係人に発問し、並びに意見を述べることができる。

(檢察官が関与する場合の国選付添人)

第二十二條の三 家庭裁判所は、前条第一項の決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならない。

2 前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとする。

3 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第二十五條の次に次の一条を加える。

(保護者に対する措置)

第二十五條の二 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。

第二十六條第一項及び第二項中「第十七條の二第一項」を「第十七條の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 裁判長は、急速を要する場合には、第一項及び第四項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第二十七條の二の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保護処分が終了した後においても、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず保護処分をしたことを認め得る明らか

な資料を新たに発見したときは、前項と同様とする。ただし、本人が死亡した場合は、この限りでない。

第二十七條の二に次の一項を加える。

6 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による保護処分の取消しの事件の手續は、その性質に反しない限り、保護事件の例による。

第三十條に次の一項を加える。

4 第二十二條の三第三項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

第三十一條第一項中「参考人」の下に、「第二十二條の三第二項の規定により選任された付添人」を加える。

第二章第二節第三十一條の次に次の一条を加える。

(被害者等に対する通知)

第三十一條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件を終局させる決定をした場合において、最高裁判所規則の定めるところにより当該事件の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でない限り、この限りでない。

一 少年及びその法定代理人の氏名及び住居

二 決定の年月日、主文及び理由の要旨

2 前項の申出は、同項に規定する決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3 第五條の二第三項の規定は、第一項の規定により通知を受けた者について、準用する。

第三十二條中「附添人から」を「付添人から」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、

「附添人」を「付添人」に、「ことはできない」を「ことができない」に改める。

第三十二條の次に次の五条を加える。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第三十二條の二 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であつても、抗告の理由となる事由に關しては、職権で調査をすることができる。

(抗告裁判所の事実の取調べ)

第三十二條の三 抗告裁判所は、決定をするに ついて必要があるときは、事実の取調べをすることができる。

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又は家庭裁判所の裁判官に囑託することができる。

(抗告受理の申立て)

第三十二條の四 檢察官は、第二十二條の二第一項の決定がされた場合においては、保護処分につかない決定又は保護処分の決定に対し、同項の決定があつた事件の非行事実の認定に關し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に対し、二週間以内

に、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

2 前項の規定による申立て(以下「抗告受理の申立て」という。)は、申立書を原裁判所に差し出してしなければならない。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。

3 高等裁判所は、抗告受理の申立てがされた場合において、抗告審として事件を受理することとができる。この場合においては、その旨の決定をしなければならない。

4 高等裁判所は、前項の決定をする場合において、抗告受理の申立ての理由中に重要でな

いと認めるものがあるときは、これを排除することができる。

5 第三項の決定は、高等裁判所が原裁判所から第二項の申立書の送付を受けた日から二週間以内にしなければならない。

6 第三項の決定があつた場合には、抗告があつたものとみなす。この場合において、第三十二條の二の規定の適用については、抗告受理の申立ての理由中第四項の規定により排除されたものの以外のものを抗告の趣意とみなす。

(事件が受理された場合の国選付添人)

第三十二條の五 前条第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならない。

(準用)

第三十二條の六 第三十二條の二、第三十二條の三及び前条に定めるもののほか、抗告審の審理については、その性質に反しない限り、家庭裁判所の審判に関する規定を準用する。

第三十三條中「ときは」の下に、「決定をもつて」を加える。

第三十五條第一項中「抗告を棄却した」を「抗告裁判所とした第三十三條の二に、「誤」を「誤り」に、「附添人から」を「付添人から」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「附添人」を「付添人」に、「ことはできない」を「ことができない」に改め、同条第二項中「第三十四條」を「第三十二條の二、第三十二條の三及び第三十二條の六から前条まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三條第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない」とあるのは、「取り消さなければならない」といふ。この場合には、家庭裁判所の決定を取り消して、事件を家庭裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送することができる」と

読み替へるものとする。

第四十五條の前の見出し中「取扱を」取扱ひに改め、同条第四号中「勾留と」を「裁判官のした勾留と」に、「ことはできない」を「ことができない」に改め、同条第六号中「弁護士である付添人」を「少年又は保護者が選任した弁護士である付添人」に改める。

第四十八條の見出し中「保護処分」を「保護処分等」に改め、同条中「ことはできない」を「ことができない」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 第二十二條の二第一項の決定がされた場合において、同項の決定があつた事件につき、審判に付すべき事由の存在が認められないこと又は保護処分を付する必要があることを理由とした保護処分を付さない旨の決定が確定したときは、その事件についても、前項と同様とする。

3 第一項の規定は、第二十七條の二第一項の規定による保護処分の取消しの決定が確定した事件については、適用しない。ただし、当該事件につき同条第六項の規定によりその例によることとされる第二十二條の二第一項の決定がされた場合であつて、その取消しの理由が審判に付すべき事由の存在が認められないことであるときは、この限りでない。

第五十一條中「無期刑を科し、無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科する」を「無期刑を科する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をもつて処断すべきときであつても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上十五年以下において言い渡す。

第五十六條第一項中「言渡」を「言渡し」に改め、「少年」の下に「(第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 懲役又は禁錮の言渡しを受けた十六歳に満たない少年に対しては、刑法第十二條第二項又は第十三條第二項の規定にかかわらず、十六歳に達するまでの間、少年院において、その刑を執行することができる。この場合において、その少年には、矯正教育を授ける。

第五十八條中「言渡」を「言渡し」に改め、同条第二号中「第五十一條」を「第五十一條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五十一條第一項の規定により無期刑の言渡しを受けた者については、前項第一号の規定は適用しない。

第五十九條第二項中「第五十一條」を「第五十一條第二項」に、「言渡」を「言渡し」に、「何れか」を「いずれか」に、「受け終つた」を「受け終つた」に改める。

(裁判所法の一部改正)

第二条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の四第一項中「行つときは」の下に「次項に規定する場合を除いて」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書」を「前項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、審判を終局させる決定並びに法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

一 合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件

(家事審判法の一部改正)

第三条 家事審判法(昭和二十二年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六條を次のように改める。

第五条 家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、合議体の構成員に命じて終局審

判以外の審判を行わせることができる。
前項の規定により合議体の構成員が行うこととされる審判は、判事補が単独ですることができる。

第六條 削除

第十五條の三第七項中「第十四條」の下に「第十五條」を加える。

(少年院法の一部改正)

第四条 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「送致された者」の下に「及び少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十六條第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者(以下「少年院収容受刑者」という。)」を加える。

第二条第四項に次のただし書を加える。

ただし、十六歳未満の者であつても、少年院収容受刑者については、これを収容することができる。

第十条第二項中「在院者」の下に「(少年院収容受刑者を除く。次項、第十一條及び第十二條において同じ。)」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十条の次に次の一項を加える。

第十条の二 少年院収容受刑者は、十六歳に達した日の翌日から起算して十四日以内に、監獄に移送しなければならない。ただし、その期間内に刑の執行が終了すべきときは、この限りでない。

第十四條第二項中「在院者」の下に「(少年院収容受刑者を除く。)」を加え、同条第四項中「(昭和二十三年法律第六十八号)」を削り、同条に次の一項を加える。

5 少年院収容受刑者が逃走した時から四十八時間を経過した後は、当該時間内に連戻しに着手してゐる場合を除き、第一項の規定にかかわらず、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四百八十五條の收監状によつて收監しなければならない。

第十六条中「保護処分」の下に「及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた十六歳未満の少年に対する刑を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十六条の二第二項中「家庭裁判所」の下に「監獄の長」を加え、「きたさない」を「来さない」に改める。

本則中第十七条の五の次に次の一条を加える。

第十七条の六 少年院収容受刑者については、監獄法第二十二條第一項、第四十三條、第四十四條及び第六十三條から第七十條までの規定を準用する。

2 前項の規定により準用する監獄法第二十二條第一項の規定により解放された少年院収容受刑者が解放後二十四時間以内に少年院、監獄又は警察官署に出頭しないときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十七條の例による。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（少年法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に家庭裁判所に係属している事件についてとられる少年法第十七條第一項第二号の措置における収容の期間の更新及び通算した収容の期間の限度については、第一条の規定による改正後の同法（以下「新法」という。）第十七條第三項から第五項まで及び第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第十七條の二の規定は、前項に規定する少年法第十七條第一項第二号の措置及びその収容の期間の更新の決定については、適用しない。

3 新法第二十二條の二の規定（新法において準用し、又はその例による場合を含む。）は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している事件

の手続並びにこの法律の施行後に係属する当該事件の抗告審及び再抗告審の手続については、適用しない。

4 新法第二十七條の二第二項の規定は、この法律の施行後に終了する保護処分について適用する。

5 この法律の施行前にした行為に係る検察官への送致、刑の適用及び仮出獄を許すことができるまでの期間については、なお従前の例による。

（刑事訴訟法の一部改正）

第三条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加え、同條第二項中「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所を」地方裁判所又は家庭裁判所の一人に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「申立を」申立てに改める。

第二十四條第二項中「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは」を「地方裁判所若しくは家庭裁判所の一人の裁判官又は」に、「申立を」申立てに改める。

第三十六條中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第四条 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「監獄の下に」（少年法昭和二十三年法律第六十八号）第五十六條第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この節並びに第四十八條、第四十八條の三及び第五十五條の二において同じ。）を、「受刑者」の下に（少年法第五十六條第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者（以下「少年院収容受刑者」という。）を含む。以下同じ。）を加え、「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削り、「（在院者）」の下に（少年院収容受刑者を除く。以下この節

並びに第四十七條及び第五十五條の二において同じ。）を加える。

第四十八條第二項中「言渡し」を「言渡し」に改め、「（在院者）」の下に（少年院収容受刑者を含む。第五十四條及び第五十五條の二において同じ。）を加え、「受け終つた」を「受け終つた」に改める。

第五十四條第二項中「在監中の者」を「在監者」に改める。

（少年の保護事件に係る補償に関する法律の一部改正）

第五条 少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「された」を「され、その決定が確定したに改め、同項第一号中「第十七條の第二項」を「第十七條の四第一項」に改め、同條第二項中「第二十七條の第二項」の下に「又は第二項を加え、「あつた」を「確定した」に改める。

第五條第二項中「決定をした」を「決定が確定したに改める。

（法務省設置法の一部改正）

第六條 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「送致された者」の下に「及び少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六條第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者」を加える。

第十一條第一項第一号中（昭和二十三年法律第六十八号）」を削り、「保護処分」の下に「及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた十六歳未満の少年に対する刑を加え、同項第二号中「家庭裁判所」の下に、「監獄の長」を加える。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月二十七日

地方行政・警察委員長 朝日 俊弘
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、平成十二年度に限り臨時経済対策費を設ける等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
なお、平成十二年度一般会計補正予算（第一号）において、地方交付税交付金が八千九百八十五億円（平成十一年度精算分四千七百億円及び平成十二年度国税の自然増に伴うもの四千二百八十五億円の合算額）追加されている。そのうち、三千六百五十七億円を同補正予算に伴う公共事業等の追加に係る地方負担の増加等を踏まえ、平成十二年度分地方交付税として増額交付するとともに、五千三百二十八億円を平成十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置が本法により講ぜられている。

地方交付税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三條により送付する。
平成十二年十一月二十一日
衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

平成十二年十一月二十七日 参議院会議録第十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一〇、四七三、〇〇〇円		
二 土木費					
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	二四七、〇〇〇		
(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六、八九六、〇〇〇		
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一四一、〇〇〇		
2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	七九二、〇〇〇		
(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき	三五、三〇〇		
(2) 投資的経費	港灣(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	八、九四〇		
3 港灣費	港灣における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、三一〇		
(1) 経常経費	郭施設における外郭施設の延長	一人につき	一、四〇〇		
(2) 投資的経費	郭施設における外郭施設の延長	一人につき	二、八六〇		
4 その他の土木費					
(1) 経常経費	人口	一人につき	五、二三九、〇〇〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、一〇九、〇〇〇		
三 教育費					
1 小学校費	教職員数	一人につき	七、七六四、〇〇〇		
2 中学校費	教職員数	一人につき	七、一〇〇		
3 高等学校費	教職員数	一人につき	五、四、五〇〇		
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	五、三五六、〇〇〇		
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二、七四、〇〇〇		
4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	一、二九二、〇〇〇		
(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一学級につき	一、六七〇、〇〇〇		
(2) 投資的経費	学級数	一人につき	二、二二〇		
5 その他の教育費	人口				
四 厚生労働費					
1 生活保護費	高等専門学校の学生及び大学の学生の数	一人につき	三六七、〇〇〇		
2 社会福祉費	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二二五、九〇〇		
(1) 経常経費	町村部人口	一人につき	五、二七〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	六、五一〇		
3 衛生費	人口	一人につき	四七七		
4 高齢者保健福祉費	人口	一人につき	五、六九〇		
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	四二、一〇〇		
(2) 投資的経費	七十歳以上人口	一人につき	三九、五〇〇		
5 労働費	六十五歳以上人口	一人につき	三、九四〇		
五 産業経済費					
1 農業行政費	農家数	一人につき	七五四		
(1) 経常経費	耕地の面積	一戸につき	九八、八〇〇		
(2) 投資的経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	八八、二〇〇		
2 林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	四、三〇〇		
(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、一〇〇		
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	九、三二〇		
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	二、二六、〇〇〇		
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	六六、六〇〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、七九〇		
4 商工行政費	人口	一人につき			
六 その他の行政費					
1 企画振興費	人口	一人につき	二、〇二〇		
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、一八〇		
(2) 投資的経費	世帯数	一世帯につき	九、二〇〇		
2 徴税費	恩給受給権者数	一人につき	一、四二六、〇〇〇		
3 恩給費	人口	一人につき	四、九九〇		
4 その他の諸費	人口				
(1) 経常経費	人口				

七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため、地方債の発行に充てることを得た地方債の額	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため、地方債の発行に充てることを得た地方債の額	千円につき	八〇〇
九 補正予算債償還費	昭和五十年から平成十一年度までの各年度において、国の補正予算に充てられた地方債の償還に充てられた地方債の額	千円につき	八〇〇
十 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てん債の償還に充てられた地方債の額	千円につき	七〇
十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策の財源に充てるため、地方債の発行に充てることを得た地方債の額	千円につき	七四
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策の財源に充てるため、地方債の発行に充てることを得た地方債の額	千円につき	八七

附 則

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。

（臨時経済対策費の基準財政需要額への算入）
第二条 平成十二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法（以下「法」という。）第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
市町村	臨時経済対策費	人口	一人につき 七九〇円
道府県	臨時経済対策費	人口	一人につき 一、一八〇円

十三 公共事業等臨時特例債償還費	公共事業等臨時特例対策の財源に充てるため、地方債の発行に充てることを得た地方債の額	千円につき	一四九
十四 財源対策債償還費	平成六年度から平成十一年度までの各年度において、国の補正予算に充てられた地方債の償還に充てられた地方債の額	千円につき	九七
十五 減税補てん債償還費	個人住民税の税率の引き下げによる減収補てん債の償還に充てられた地方債の額	千円につき	四一
十六 臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てん債の償還に充てられた地方債の額	千円につき	二〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

(平成十二年度分として交付すべき地方交付税の一部の平成十三年度における交付)

第三条 平成十二年度分として交付すべき地方交付税については、法附則第四条の規定により算定された平成十二年度分の地方交付税の総額から同年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第四条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第百九十六條の次に次の一条を加える。

(地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正)

第百九十六條の二 地方交付税法の一部を改正

する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

審査報告書

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月二十七日

地方行政・警察委員長 朝日 俊弘
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、未成年者の健全な育成を図るため、未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対する罰則を強化し、当該違反に対して両罰規定を設けるとともに、未成年者に対する酒類の販売又は供与禁止違反に対する罰則を強化しようとするものであって、妥当な措置と認め

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十二年十一月十日
衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律
法の一部を改正する法律
(未成年者喫煙禁止法の一部改正)
第一条 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一円以下」を削る。

第四条中「十円」を「五十万円」に改める。

本則に次の一条を加える。

第五条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス
(未成年者飲酒禁止法の一部改正)

第二条 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三項」を削り、同条に第一項として次のように加える。

第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス
第四条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

審査報告書

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十二年十一月二十七日
経済・産業委員長 加藤 紀文
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、無担保保険の付保限度額の引上げ及び倒産関連中小企業者の範囲の拡大等を行うとともに、中小企業総合事業団について、短期借入金金の規定の整備を行う等の措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十二年度一般会計補正予算(第1号)(大蔵省所管)に中小企業総合事業団信用保険部門出資金として五千八百六億四千二百万円、平成十二年度一般会計補正予算(第1号)(通商産業省所管)に、緊急金融環境変化対応信用保証協会基金補助金として

百三十三億円、経営安定関連保証対策費補助金として百二十七億円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業信用保証制度を悪用した不正行為を厳に排除するため、信用保証協会の審査体制の整備や審査基準の明確化を含めた制度運営の一層の透明化に努めること。

また、代位弁済の増加に対応するため、信用保証協会の債権回収体制を強化するとともに、債務者の状況を踏まえた適切な回収に努めること。

二 無担保保険の限度額については、運用実績を踏まえ、見直しの期限前にも必要に応じて見直しを行うこと。

三 地方自治体から信用保証協会への天下りは、信用保証協会の専門性・公平性を損なうおそれがあることにかんがみ、その抑制に努めるよう指導すること。

四 信用保証協会の保証に係る既存債務については、返済期限の延長等の返済条件緩和を行うなど個々の中小企業の実情に応じた弾力的運用に努めるほか、信用保証協会を中心とした信用リスク評価システムの構築等により担保に頼らない中小企業金融が促進されるよう引き続き支援していくこと。

五 中小企業総合事業団の信用保険部門の財政の悪化は、中小企業信用補完制度の存立を危うくするものであることにかんがみ、将来に向けた

財政基盤の抜本的な強化策について速やかに検討すること。
右決議する。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年十一月二十一日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律

団法の一部を改正する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「倒産関連中小企業者」を「特定中小企業者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域(当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。)内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

第二条第三項第六号を削り、同項第七号中「規定する破綻金融機関」の下に、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を加え、同号を同項第六号とする。

第三条の二第一項及び第三項中「五千万円」を「八千万円」に改める。

第五条中「信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額(給付の場合は、総払込額。以下同じ。)に対する割合を乗じて得た額」を、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額に改め、

「残額」の下に(「第八条において「回収後残額」と

いう。)を加え、同条に次の各号を加える。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合(第三号に掲げる場合を除く。)求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額(給付の場合は、総払込額。以下同じ。)に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者(特定中小企業者に限る。次号において同じ。)に対する求償権を行使するために債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。)に委託をした場合(次号に掲げる場合を除く。)求償権を行使して取得した額から当該委託に要する費用(経済産業省令で定める方法により算出する費用に限る。以下「回収委託費用」という。)に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

第八条中「信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額」を、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額に、

「第五条に規定する残額」を「回収後残額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三号に掲げる場合を除く。）求償権行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者（特定中小企業者に限る。次号において同じ。）に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合（次号に掲げる場合を除く。）求償権を行使して取得した額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合、第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

第十二条の前の見出しを「経営安定関連保証の特例」に改め、同条中「倒産関連保証」を「経営安定関連保証」に、「倒産関連中小企業者」を「特定中小企業者」に改める。

第十三条及び第十四条中「倒産関連保証」を「経営安定関連保証」に改める。

附則第五項中「倒産関連保証」を「経営安定関連保証」に、「第一条第三項第七号」を「第一条第三項第六号」に改める。

（中小企業総合事業団法の一部改正）

第二条 中小企業総合事業団法（平成十一年法律

第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「作成し」の下に「並びに当該半期における第三十七条第四項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め」を加える。

第二十六条第九項中「業務委託費」の下に「借入金の利子」を加える。

第三十七条第八項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 事業団は、第二十一条第一項第八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができ、

5 前項の規定による短期借入金の現在額は、第五条に規定する資本金（第三十三条第六項の規定により事業団が資本金を増加し又は減少したときは、その増加又は減少後の資本金）のうち第三十二条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に区分された額を超えることとなつてはならない。

6 第二項本文の規定は、第四項の規定による短期借入金について準用する。

第四十七条第一項第二号中「若しくは第六項」を「若しくは第九項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条及び第六条の規定 公布の日

二 第一条中小企業信用保険法第二条第三項第六号を削る改正規定、同項第七号の改正規定、同項を同項第六号とする改正規定及び同法附則第五項の改正規定（第二条第三項第七号）を「第二条第三項第六号」に改める部分に限る。並びに附則第五条及び第七条第二項の規定 平成十三年四月一日

（経過措置）

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の中小企業信用保険法（以下「旧法」という。）第二条第三項の規定による倒産関連中小企業者の認定を受けた中小企業者は、第一条の規定による改正後の中小企業信用保険法（以下「新法」という。）第二条第三項の規定による特定中小企業者の認定を受けた中小企業者とみなす。

2 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保険関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保険関係とみなす。

第三条 平成十三年三月三十一日までに新法第十二条に規定する経営安定関連保証（新法第三条の二第二項に規定する債務の保証であつて、新法第二条第三項第六号に該当すること）についての認定を受けた中小企業者（前条第一項の規定により新法第二条第三項第六号に該当すること）についての認定を受けた中小企業者とみなされる者を含む。以下「第六号関係特定中小企業者」という。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受けた中小企業者に係る新法第三条の二第二項に規定する無担保保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる新法の規定の適用については、新法第十二条の規定にかかわらず、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条の二第二項		第三条の二第二項
保証額の合計額が八千万円	保証額の合計額が八千万円	経営安定関連保証に係る保険関係（中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）以下「平成十二年改正法」という。）附則第二条第二項の規定により経営安定関連保証に係る保険関係とみなされるものを含む。）の保証額の合計額及びその他の保険関係の保証額の合計額がそれぞれ五千万円及び八千万円
当該保証をした借入金の額が八千万円（当該債務者	当該保証をした借入金の額が八千万円（当該債務者	経営安定関連保証（平成十二年改正法附則第二条第二項の規定により経営安定関連保証とみなされるものを含む。）以下この項において同じ。）及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ五千万円及び八千万円（経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
八千万円から	八千万円から	それぞれ五千万円及び八千万円から

2 平成十三年三月三十一日までに新法第十二条

に規定する経営安定関連保証(新法第三条の二
第一項に規定する債務の保証であつて、第六号
関係特定中小企業者(新法第二条第三項各号第
六号を除く。)のいずれかに該当することについ
ての認定を受けた中小企業者(前条第一項の規
定により新法第二条第三項各号(第六号を除
く。)のいずれかに該当することについての認定
を受けた中小企業者とみなされる者を含む。を
除く。)に係るものに限る。)を受けた中小企業者
一人についての新法第三条の二第一項に規定す
る無担保保険の保険関係(新法以外の法律に規
定するものを除く。)の保険価額の合計額の限度
額は、一億円とする。

第四条 中小企業総合事業団は、附則第一条本文
に規定する施行日(以下この条において「施行
日」という。)までに、施行日の属する半期にお
ける短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務
大臣の認可を受けなければならない。この場合
において、その認可の効力は、施行日から生ず
るものとする。

第五条 平成十三年三月三十一日までに第六号関
係特定中小企業者について成立している新法第
十二条に規定する経営安定関連保証に係る保険
関係(附則第二条第二項の規定により新法第十
二条に規定する経営安定関連保証に係る保険関
係とみなされるものを含む。)については、なお
従前の例による。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、新法第三条の二第一項の規定の
施行後平成十七年三月三十一日までの間に、当
該規定の施行後における中小企業をめぐる金融
の状況等を踏まえ、同項に規定する無担保保険
の保険関係の保険価額の合計額の限度額につい
て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置
を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施
行後平成十五年三月三十一日までの間に、当該
規定の施行後における中小企業をめぐる金融の
状況等を踏まえ、新法附則第五項の規定に基づ
く措置について検討を加え、その結果に基づい
て必要な措置を講ずるものとする。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置
法の一部改正)

第八条 特定商業集積の整備の促進に関する特別
措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次の
ように改正する。

第八条第一項中「五千万円を」を「八千万円」に、
「一億円を」を「一億六千万円」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財
政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第九条 阪神・淡路大震災に対処するための特別
の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法
律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「五千万円を」を「八千万円」
に改める。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨
時措置法の一部改正)

第十条 中小企業の創造的事業活動の促進に関す
る臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部
を次のように改正する。

第十四条の十一第四項中「第四条」の下に

「第五条(各号を除く。)、第六条から第八条
(各号を除く。)、及び第九条を加え、“(信
用保証協会)とあるのは(指定支援機関)”を
「同法第五条及び第八条中、次の各号に掲げる場
合にあつては、当該各号に定める額」とあるの
は「指定支援機関が社債に係る債務のほか利息
についても弁済をした場合は、求償権を行使し
て取得した額に、弁済をした社債に係る債務の
額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額」
と、同法第五条中「に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商
業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部
改正)

第十一条 中心市街地における市街地の整備改善
及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように
改正する。

第二十六条第三項中「五千万円を」を「八千万円」
に、「一億円を」を「一億六千万円」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第十二条 新事業創出促進法(平成十年法律第百
五十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「五千万円を」を「八千万円」に改
める。

第十七条第一項中「第二条第五項を」を「第二
条第七項」に改める。

第二十四条第五項第一号中「第二条第七項各
号を」を「第二条第九項各号」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第十三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年
法律第百三十一号)の一部を次のように改正す
る。

第二十四条第一項中「五千万円を」を「八千万円」
に改める。

第二十七条の表中「第二条第五項を」を「第二
条第七項」に改める。

審査報告書

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処
理の特例に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月二十七日

財政・金融委員長 伊藤 基隆
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、平成十一年度の一般会計歳入歳
出の決算上の剰余金の処理について、財政法第
六条第一項の規定の特例を定めるものであり、
おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成十一年度の純剰余金
一兆四百二億八千六十三万円を平成十二年度の
一般財源に充てることにしている。

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処
理の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十二年十一月二十一日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六條第一項の規定は、平成十一年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

酒税法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月二十七日

財政・金融委員長 伊藤 基隆

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会情勢にかんがみ、未成年者の飲酒防止に資するため、未成年者飲酒禁止法の規定に違反して罰金の刑に処せられた酒類販売業者について、その免許を取り消すことができるようにする等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

酒税法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十二年十一月十日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

酒税法の一部を改正する法律

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号中「若しくは第二号の」を「から第三号までの」に改め、同条第二号中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に「ついては、を」については「に」改める。

第十四條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の規定により罰金の刑に処せられた場合

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

投票者氏名

日程第1 少年法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)「委員長報告のとおり修正議決」
賛成者氏名 一九二名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
石井 道子君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君

大野つや子君	太田 豊秋君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君
扇 千景君	岡野 裕君	松村 龍二君	三浦 一水君
加藤 紀文君	加納 時男君	水島 裕君	溝手 顕正君
狩野 安君	鹿熊 安正君	村上 正邦君	森下 博之君
景山俊太郎君	片山虎之助君	森田 次夫君	森山 裕君
金田 勝年君	釜本 邦茂君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君	山崎 力君	山崎 正昭君
龜谷 博昭君	河本 英典君	山下 善彦君	山下 善彦君
木村 仁君	岸 宏一君	山本 一太君	依田 智治君
北岡 秀二君	久世 公堯君	吉川 芳男君	吉村剛太郎君
久野 恒一君	杏掛 哲男君	若林 正俊君	脇 雅史君
国井 正幸君	倉田 寛之君	足立 良平君	浅尾慶一郎君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	石田 美栄君	今井 澄君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君	今泉 昭君	海野 徹君
清水嘉与子君	清水 達雄君	江田 五月君	江本 孟紀君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君
末広まさこ君	鈴木 政二君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
関谷 勝嗣君	田浦 直君	久保 巨君	郡司 彰君
田中 直紀君	田村 公平君	小林 元君	小宮山洋子君
竹山 裕君	武見 敬三君	小山 峰男君	興石 東君
谷川 秀善君	月原 茂皓君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
常田 享詳君	鶴保 庸介君	齋藤 勤君	櫻井 充君
中川 義雄君	中島 啓雄君	菅川 健二君	高嶋 良充君
中島 眞人君	中原 爽君	竹村 泰子君	谷林 正昭君
仲道 俊哉君	長峯 基君	角田 義一君	寺崎 昭久君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	内藤 正光君	直嶋 正行君
野沢 太三君	野間 越君	羽田雄一郎君	長谷川 清君
南野知恵子君	長谷川道郎君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
橋本 聖子君	畑 恵君	堀 利和君	本田 良一君
服部三男雄君	林 芳正君	前川 忠夫君	松崎 俊久君
日出 英輔君	保坂 三蔵君	松前 達郎君	円より子君

反对者氏名

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 惠美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君

三六名

峰崎 直樹君 本岡 昭次君
築瀬 進君 柳田 稔君
吉田 之久君 和田 洋子君
藁科 満治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 高野 博師君
但馬 久美君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 岩本 莊太君
松岡満壽男君 水野 誠一君
田村 秀昭君 高橋 令則君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
渡辺 秀央君 石井 一二君
佐藤 道夫君 西川きよし君
斎藤 十朗君 菅野 久光君

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
石井 道子君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 龜井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君

一三二名

鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉与子君 清水 達雄君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 月原 茂皓君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 越君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 畑 恵君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松田 岩夫君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顕正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君

反对者氏名

海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
高野 博師君 但馬 久美君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
高橋紀世子君 松岡満壽男君
石井 一二君 斎藤 十朗君

九七名

藤井 俊男君	堀 利和君	未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一 部を改正する法律案(衆議院提出)
本田 良一君	前川 忠夫君	賛成者氏名
松崎 俊久君	松前 達郎君	
円より子君	峰崎 直樹君	
本岡 昭次君	篠瀬 進君	
柳田 稔君	山下八洲夫君	
吉田 之久君	和田 洋子君	
藁科 満治君	阿部 幸代君	
井上 美代君	池田 幹幸君	
市田 忠義君	岩佐 恵美君	
緒方 靖夫君	大沢 辰美君	
笠井 亮君	小池 晃君	
小泉 親司君	須藤美也子君	
立木 洋君	富樫 練三君	
西山登紀子君	橋本 敦君	
畑野 君枝君	八田ひろ子君	
林 紀子君	筆坂 秀世君	
宮本 岳志君	山下 芳生君	
吉岡 吉典君	吉川 春子君	
大淵 絹子君	大脇 雅子君	
梶原 敬義君	清水 澄子君	
谷本 巍君	照屋 寛徳君	
田 英夫君	福島 瑞穂君	
山本 正和君	椎名 素夫君	
田名部匡省君	堂本 暁子君	
水野 誠一君	田村 秀昭君	
高橋 令則君	戸田 邦司君	
平野 貞夫君	渡辺 秀央君	
佐藤 道夫君	島袋 宗康君	
西川きよし君	菅野 久光君	
中村 敦夫君		

阿南 一成君	青木 幹雄君	石井 道子君	泉 信也君	入澤 肇君	岩崎 純三君	岩永 浩美君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	扇 千景君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	亀谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	国井 正幸君	鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	清水 達雄君	末広まきこ君	鈴木 正孝君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	竹山 裕君
阿部 正俊君	有馬 朗人君	石渡 清元君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩瀬 良三君	上杉 光弘君	海老原義彦君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	亀井 郁夫君	河本 英典君	岸 宏一君	久世 公義君	沓掛 哲男君	倉田 寛之君	佐藤 昭郎君	齊藤 滋宣君	清水嘉与子君	須藤良太郎君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	田浦 直君	田村 公平君	武見 敬三君

谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 眞人君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君	橋本 聖子君	服部三男雄君	日出 英輔君	真鍋 賢二君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山下 英利君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 勝也君	岡崎トミ子君	木俣 佳丈君	久保 巨君	小林 元君	小山 峰男君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君	中島 啓雄君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	野間 起君	長谷川道郎君	畑 恵君	林 芳正君	保坂 三蔵君	松田 岩夫君	三浦 一水君	溝手 顕正君	森下 博之君	森山 裕君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山下 善彦君	依田 智治君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	海野 徹君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	勝木 健司君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君

佐藤 泰介君	齋藤 勁君	菅川 健二君	竹村 泰子君	角田 義一君	内藤 正光君	羽田雄一郎君	福山 哲郎君	堀 利和君	前川 忠夫君	松前 達郎君	峰崎 直樹君	篠瀬 進君	山下八洲夫君	和田 洋子君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	益田 洋介君	森本 晃司君	山本 保君	阿部 幸代君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君	大沢 辰美君	小池 晃君	須藤美也子君	富樫 練三君
佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	長谷川 清君	藤井 俊男君	本田 良一君	松崎 俊久君	円より子君	本岡 昭次君	柳田 稔君	吉田 之久君	藁科 満治君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	風間 昶君	沢 たまき君	但馬 久美君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	福本 潤一君	松 あきら君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	小泉 親司君	立木 洋君	西山登紀子君

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇八名

反対者氏名

〇名

橋本 敦君	八田ひろ子君	筆坂 秀世君	山下 芳生君	吉川 春子君	大脇 雅子君	清水 澄子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	岩本 莊太君	田名部匡省君	堂本 暁子君	水野 誠一君	高橋 令則君	平野 貞夫君	石井 一二君	島袋 宗康君	斎藤 十朗君	中村 敦夫君
畑野 君枝君	林 紀子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	谷本 巍君	田 英夫君	山本 正和君	椎名 素夫君	高橋紀世子君	松岡満壽男君	田村 秀昭君	戸田 邦司君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	西川きよし君	菅野 久光君	

上杉 光弘君	海老原義彦君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	龜井 郁夫君	河本 英典君	岸 宏一君	久世 公堯君	杵掛 哲男君	倉田 寛之君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	清水 達雄君	須藤良太郎君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	田浦 直君	田村 公平君	武見 敬三君	月原 茂皓君	鶴保 庸介君	中島 啓雄君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	野間 起君
上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	扇 千景君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	国井 正幸君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	齊藤 滋宣君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	末広まきこ君	鈴木 正孝君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	竹山 裕君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 眞人君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君

長谷川道郎君	畑 恵君	林 芳正君	保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山下 英利君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 勝也君	岡崎トミ子君	木俣 佳丈君	久保 亘君	小林 元君	小山 峰男君	佐藤 泰介君	齋藤 勁君	菅川 健二君	竹村 泰子君	角田 義一君	内藤 正光君	羽田雄一郎君
橋本 聖子君	服部三男雄君	日出 英輔君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	三浦 一水君	溝手 顕正君	森下 博之君	森山 裕君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山下 善彦君	依田 智治君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	海野 徹君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	勝木 健司君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	興石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	長谷川 清君

福山 哲郎君	堀 利和君	前川 忠夫君	松前 達郎君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	山下八洲夫君	和田 洋子君	荒木 清寛君	海野 義孝君	風間 昶君	沢 たまき君	但馬 久美君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	福本 潤一君	松 あきら君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	大脇 雅子君	清水 澄子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	岩本 莊太君	田名部匡省君	堂本 暁子君	水野 誠一君	戸田 邦司君	渡辺 秀央君	佐藤 道夫君	西川きよし君	菅野 久光君
藤井 俊男君	本田 良一君	松崎 俊久君	円 より子君	本岡 昭次君	柳田 稔君	吉田 之久君	薬科 満治君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	木庭健太郎君	高野 博師君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	益田 洋介君	森本 晃司君	山本 保君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	谷本 巍君	田 英夫君	山本 正和君	椎名 素夫君	高橋紀世子君	松岡満壽男君	高橋 令則君	平野 貞夫君	石井 一二君	島袋 宗康君	斎藤 十朗君	中村 敦夫君

反対者氏名

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 一三〇名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
石井 道子君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君

賛成者氏名

亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君
沓掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子君
清水 達雄君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
月原 茂皓君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 起君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
松谷倉一郎君 松田 岩夫君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顕正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君

反対者氏名

山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 高野 博師君
但馬 久美君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
石井 一二君 斎藤 十朗君

賛成者氏名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
木俣 佳丈君 北澤 俊美君
久保 巨君 郡司 彰君
小林 元君 小宮山洋子君
小山 峰男君 興石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勁君 櫻井 充君
菅川 健二君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君

角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
羽田雄一郎君 長谷川 清君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
松前 達郎君 円 より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 之久君
和田 洋子君 藁科 満治君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
山本 正和君 岩本 莊太君
椎名 素夫君 高橋紀世子君
堂本 暁子君 松岡満壽男君
水野 誠一君 高橋 令則君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
佐藤 道夫君 島袋 宗康君

酒税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二一名

西川きよし君	菅野 久光君
中村 敦夫君	
阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
石井 道子君	石渡 清元君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	亀谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀三君
久世 公堯君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
坂野 重信君	清水嘉与子君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まきこ君

鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷倉一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顕正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君

小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
菅川 健二君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
築瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	藁科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
高野 博師君	但馬 久美君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君

反対者氏名

○名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部福代子君	清水 澄子君
谷本 魏君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
山本 正和君	岩本 莊太君
椎名 素夫君	高橋紀世子君
堂本 暁子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	高橋 令則君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
石井 一二君	佐藤 道夫君
島袋 宗康君	西川きよし君
斎藤 十朗君	菅野 久光君
中村 敦夫君	

平成十二年十一月二十七日 参議院会議録第十三号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二五円 (本体 一〇円)